

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	健康福祉部 保険年金課 給付係
許 認 可 等 名	葬祭費の支給
根 拠 法 令	徳島市国民健康保険条例
根 拠 条 項	第7条第1項
連 絡 先	(電話 621-5159)
審 査 基 準	<p>基 準</p> <p>○ 徳島市国民健康保険条例 (葬祭費) 第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として2万円を支給する。 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p>○ 徳島市国民健康保険条例施行規則 (葬祭費の申請) 第22条 条例第7条の規定により葬祭費の支給を受けようとするときは、葬祭費支給申請書により市長に申請しなければならない。 2 前項の規定による申請の際には、次に掲げる書類を提示し、又は添付しなければならない。 (1) 当該支給の対象となる死亡した被保険者に係る次に掲げる書類 ア 資格確認書類 イ 死亡診断書又は死体埋火葬許可証の写し (2) その他市長が必要と認める書類</p>
	参 考 事 項
	設 定 等 年 月 日
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間</p> <p>総日数 30日 (休日を含む)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>
	設 定 等 年 月 日